

○工学院大学技術指導契約取扱規程

(平成 28 年 5 月 9 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学産学官連携ポリシーに基づき企業その他の団体から技術指導を委託され、これを受託するときの取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「技術指導」とは、企業その他の団体（以下「委託者」という。）からの求めにより、本学の教職員等がその教育・研究および技術上の専門知識に基づき指導および助言を行い、委託者の業務または活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 「技術指導者」とは、技術指導を実施する教職員等をいう。
- (3) 「知的財産権」とは、特許を受ける権利または特許権、実用新案登録を受ける権利または実用新案権、意匠登録を受ける権利または意匠権、半導体集積回路の回路配置利用権の設定の登録を受ける権利または半導体集積回路の回路配置利用権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利、育成者権、プログラム著作権、データベース著作物に係る著作権、ノウハウ、および成果物をいう。
- (4) 「技術指導料」とは、技術指導に必要となる消耗品、旅費等で委託者が負担するものをいう。

(受入原則)

第 3 条 技術指導は、原則として教職員等の職務と同一または職務の範囲内にあるものと認められ、かつ、本来の教育・研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入条件)

第 4 条 技術指導を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 委託者は、技術指導に必要となる技術指導料を所定の期日までに納付すること。
- (2) 委託者は、技術指導料の納付後に技術指導の委託を一方的に中止することはできない。
- (3) 技術指導によって発明または考案が生じ、これにより特許等の知的財産権が生じたときは、委託者と協議の上、別に定める本学の職発明規程に準じて取り扱うものとする。
- (4) 技術指導期間は 1 年間を上限とする。

(申請)

第 5 条 委託者から技術指導を委託され、受託しようとする教職員等は、次の各号の書類を所属する所属長に提出する。

- (1) 委託者から学長への技術指導依頼書
- (2) 技術指導承認申請書

(3) 技術指導契約書

(4) その他、必要とする書類

(承認)

第 6 条 所属長は、教職員等から提出された前条書類を総合研究所所長を経て学長に提出し、承認を得るものとする。

2 学長は、教職員等から提出された技術指導承認申請書が第 3 条に定める受入原則に適合することを確認のうえ、承認の是非を決定する。

(契約締結)

第 7 条 技術指導契約書は、委託先代表者と学校法人理事長との間で締結する。

(施設設備の利用)

第 8 条 技術指導を行うにあたっては、本学の施設設備等を利用することができる。また、技術指導遂行上必要な場合は、委託者の施設において技術指導することができる。

(技術指導料・一般管理費)

第 9 条 技術指導料は委託者と協議の上定める額とし、次の事項を勘案したものとする。

(1) 技術指導に使用する技術的情報の価値

(2) 技術指導に直接必要となる経費（消耗品、旅費等）

2 技術指導に要する施設設備管理費、水光熱費および事務管理費として、技術指導料総額の 10%を一般管理費として学校法人に入金時に納入しなければならない。ただし、委託者が公的機関の場合は、その者の定めるところにすることもできる。

(技術指導料の経理)

第 10 条 技術指導を行う場合に要する経費の取扱は、本学の経理に関する諸規程に基づいて処理する。

2 技術指導料の支出は、原則として契約期間の属する年度内に行うものとする。

3 前項の年度終了後に技術指導料の残高が生じた場合は、その残高を学校法人の収入に繰り入れるものとする。

(技術指導料の期間延長または中止)

第 11 条 期間延長の必要が生じたときは、委託者と教職員等はすみやかにと協議し、契約を変更するものとする。ただし、第 4 条に定める期間を超えることはできない。

2 前項の結果については、技術指導契約書の変更届を所属長を経由して学長に提出する。

3 天災その他やむを得ない理由がある場合は、委託者と協議し技術指導を中止することができる。この場合納付された技術指導料の取扱は委託者と協議し決定する。

(秘密の保持)

第 12 条 技術指導の実施にあたり、委託者から開示された秘密情報は適切な管理をしなければならない。

2 本学の秘密情報を委託者に開示する場合は、秘密保持義務を課した上で開示しなければならない。

(例外措置)

第 13 条 委託者が外国籍または公的機関のときは、この規程の一部を適用しないことができる。

2 この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度、総合研究所所長が学長と協議し決定する。

(事務の所管)

第 14 条 この規程に関する事務は、研究戦略部研究推進課が所管する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、学長が（決定するにあたり）学部長・部長会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は平成 28 年 5 月 9 日から施行する。